

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和4年9月22日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
令和4年度大分県中心市街地等消費者動向調査結果集計・分析業務委託
- (2) 委託期間
令和4年10月18日（火）～令和5年2月28日（火）まで
- (3) 業務の概要
大分県中心市街地等消費者動向調査に係る調査票の整理やデータ入力等の集計作業及び単純・クロス集計等の分析業務
- (4) 業務の仕様
入札説明書による
- (5) 業務実施場所
業務受託者執務室 他

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501
大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県商工観光労働部 商業・サービス業振興課（大分県庁舎本館7階）
電話番号 097-506-3284 F A X 097-506-1754
E-mail a14160@pref.oita.lg.jp

3 契約条項を示す日時

大分県ホームページ及び大分県物品等電子入札システム（以下、「物品等電子入札システム」という。）上に令和4年10月13日（木）まで入札説明書及び業務委託仕様書等を掲載することにより契約条項を示す。

4 物品等電子入札システムの利用

本案件は、物品等電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。

5 入札参加条件

この業務委託については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する業者名簿中「53 調査統計」に登録されている者であること。
- (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (5) 公告の日から下記9に掲げる日までに、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨又は日本国通貨を単位とする金額

7 物品等電子入札システムによる入札参加申込期限

申込期限 令和4年10月11日（火）午後0時

8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間

入力期間 自 令和4年10月13日（木）午後0時
至 令和4年10月17日（月）午前10時

9 物品等電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和4年10月17日（月）午前11時

10 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知するものとする。

11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により免除する。

12 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除する。

13 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する又は手続を改めることとする。